

## AOIフォーラム会員規約

平成29年8月1日

### (総則)

第1条 この「AOIフォーラム 会員規約」(以下「本規約」という)は、静岡県が推進する「AOIプロジェクト」において、一般財団法人アグリオープンイノベーション機構(以下「当財団」という)が運営する農食健、農商工、産学金官連携の「場」となる、会員組織の規則を定めるものとする。

### (名称)

第2条 本会員組織の名称は「AOIフォーラム」(以下「本会」という)と称する。

### (目的)

第3条 本会は、産学官の多様な主体が参画し、各主体の対等な関係性と自己責任のもとに協創して、農業の生産性革新や農業を軸とした関連産業のビジネス展開に取り組むことを目的とする。

### (事務局)

第4条 本会には事務局を置く。

2 事務局業務は、当財団が担う。

3 事務局は、静岡県沼津市西野字霞317 AOI-PARC内に置く。

### (会員)

第5条 本会の会員種別は、次の各号に定めるものとする。

(1) 一般会員 本会の目的に賛同した法人、団体及び個人で、農業および関連産業でのビジネス展開を目的として主体的に取り組むもの。

(2) サポーター会員 当財団が特に必要と認め、本会の目的に賛同した大学等研究機関、産学連携支援機関、地方自治体等で、知識や技術シーズ等を通して一般会員の研究開発、事業化支援を積極的に行うもの。

### (入会)

第6条 本会に一般会員として入会しようとする者(以下「申込者」という)は、事務局に対し様式1号による申込みを行い、事務局との面談等の手続を経るものとする。

2 サポーター会員の入会は、事務局が別途定める所定の手続により行うものとする。

### (資格)

第7条 申込者は、前条による入会を当財団により認められ、事務局より通知を受けた日をもって会員としての資格を有するものとする。

### (年会費その他の費用)

第8条 一般会員は、年会費として一会員につき、最低一口20,000円(一会員において、一口20,000円を複数口納付することもできる。)を事務局(当財団)に納入しなければならない。なお、サポーター会員は年会費を負担しない。

2 年会費の納入方法等については、事務局において別途定める。

3 年会費の対象期間については、4月1日から翌年3月31日までとする。

4 第10条第1項(2)に規定するプロジェクトの支援において、特に支援頻度が多い場合や高度な専門性を有する支援が必要な場合等その他これらに準ずる場合には、年会費以外に別途会員が負担する費用が発生する。この場合の当該費用の条件については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。

5 第10条第1項(3)に規定する支援において、年会費以外に別途会員が負担する費用が発生する。この場合の当該費用の条件については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。

### (中途入会)

第9条 前条3項に規定の年会費の対象期間の中途に入会した会員の年会費は、第8条1項のとおりとし、変更しない。

### (活動)

第10条 当財団は第3条の目的を達成するため、会員に対し次の活動を行うものとする。

(1) 各種セミナー等の開催

ア 当財団が主催するアグリオープンイノベーション関連セミナーの開催

イ AOI-PARCに入居する研究機関との交流イベントの開催

(2) 会員が他者と共創して取り組む次に掲げる事業（以下、「プロジェクト」という。）の支援。なお、支援の具体的な内容については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。

ア 技術開発及び事業化に関する事業

イ 調査及び研究開発に関する事業

ウ 販路開拓及び販売力向上に関する事業

エ 人材の育成に関する事業

オ その他これらに関連する事業

(3) 会員が取り組むプロジェクト以外の事業の支援であって、当財団と会員が支援について合意したもの。なお、支援の具体的な内容については当財団と会員が別途協議の上、決定するものとする。

(4) 各種情報提供

ア 会員限定で利用可能なウェブサイトの運営

イ 当財団が情報収集した新しい農業ビジネスに関する会員への優先的な情報提供

2 当財団は、会員の事前の承諾を得ることなく、第1項に規定の活動の内容を変更し、又は中止することができる。ただし、活動の内容の変更、又は中止前1ヶ月迄に会員に対し当該活動の内容の変更、又は中止について事務局より通知をする。

3 第1項に規定の活動により会員に損害が生じた場合、又は前項の規定により第1項の活動の内容を変更し、若しくは中止した場合、当財団の故意または重過失による場合を除き、当財団は会員に対し、一切の責任を負わないものとする。

(会員の義務)

第11条 会員は、第3条の目的に鑑み、当該会員が有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、主体的及び積極的に本会の活動に参加するものとする。

2 会員は、自己の判断と責任において本会の活動に参加するものとし、本会の活動において生じた自己の損害については、自己の責任と費用で解決するものとする（ただし、当財団の故意又は重過失の場合は除く）。

3 本会における活動によって、知的財産等（発明その他の知的財産又はノウハウ等）が生ずる可能性があるときは、それらの帰属や取り扱いについて、当該活動に関わる当事者間（複数の会員間又は会員と当財団間）であらかじめ書面をもって明確にすることとする。

4 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。

5 会員は、事務局が随時実施する本会についての成果に関するヒアリング（以下、「成果ヒアリング」という。）や、本会での活動に関する進捗についてのアンケート等に協力するものとする。成果ヒアリングについては退会後も協力するものとする。

(禁止事項)

第12条 会員は、本会の活動を利用して以下の行為を行わないものとする。

(1) 当財団、他の会員又はその他の第三者（以下、「他者」という。）の権利・利益を侵害する行為

(2) 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為

(3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、本会の秩序を乱す行為

(4) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または当財団が不適切と判断する行為

(会員の資格喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当すると当財団が判断し会員に通知した場合には、会員はその会員資格を喪失する。

(1) 第8条に掲げる会費の未納

(2) 本規約に違反した場合

(3) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をした場合

(4) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合

(5) 静岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合

(6) その他除名すべき正当な事由があると当財団が判断するとき

2 前項に従って会員資格を喪失したことにより、当該会員が活動できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当財団はその責任を負わないものとする。

3 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に、第10条に規定の当財団の活動と競合する活動をしてはならない。

(退会)

第14条 会員は様式2号の「退会届」を事前に事務局に提出することで、任意に本会を退会することができる。但し、1か月以上前に事務局に対し予告するものとする。

(会費等の不返還)

第15条 会員が既に事務局(当財団)に納入した会費は、当財団はいかなる理由があっても、これを返還しない。

(秘密情報)

第16条 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てとする。

2 本会は、オープンイノベーションによる協創での活動を目指しており、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当財団は一切その責任を負わないものとする。

3 会員は、本会の活動に関連して秘密情報の開示を行う場合には、開示を行う者と開示を受ける者との間で、別途秘密保持に関する契約を締結するものとする。会員と当財団においても、開示が必要な際は、秘密保持に関する契約を締結することとする。当該秘密保持に関する契約を締結するにあたっては、当該契約締結をする者どうしにおいて、使用目的の特定、秘密を保持する期間等に留意する。

4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを会員が証明できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報

(2) 会員が第三者から秘密保持義務をおうことなく正当に入手した情報

(3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報

(権利義務移転の禁止)

第17条 会員は、本規約から生じる権利若しくは当財団に対して負う義務の一切又は本規約の当事者としての地位につき、当財団の書面による同意がない限り、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

(その他の当財団の免責事項)

第18条 本会の参加に伴い、会員同士は商談・取引・契約等を行うことができるが、当該会員同士の商談・取引・契約等については、会員同士が責任をもって行うものとし、当財団は、当該会員同士の商談・取引・契約等について何ら当該会員らに対して保証等するものではなく、当該会員同士の商談・取引・契約等及び当該会員同士の商談・取引・契約等に基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、当財団は一切の責任を負わない。

(通知)

第19条 本規約における事務局から会員への通知は、会員から申告のあった住所、またはEメールアドレスへの普通郵便の発送またはEメールの発信によるものとし、当該通知は通常到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(事業年度)

第20条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

(規約の改定)

第21条 当財団は必要に応じ、本規約を変更できるものとする(ただし、民法548条の4第1項1号及び2号に規定の場合に限る)。

2 当財団は、本規約を変更しようとする場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を会員に通

知またはインターネット等を通じて公表するものとする。

3 会員が、前項の通知または公表後に活動する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

(反社会的勢力の排除)

第22条 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- (3) その他前各号に準ずる者

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(存続条項)

第23条 会員が本会を退会した後も、第10第3項、第16条第2項、第18条、本条、第24条、及び第25条の規定は、会員が本会を退会してもなお存続する。

(協議)

第24条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当財団、会員のうち、関係する者が双方協議し、円満に解決を図る。

(管轄裁判所)

第25条 本規約に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

附則

- 1 この規約は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この改定は、令和6年4月1日から施行する。

様式1号

AOIフォーラム入会申込書

令和 年 月 日

一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構 宛

1. AOIフォーラムの趣旨に賛同し、AOIフォーラム 会員規約に同意し、一般会員として入会したく申し込みます。
2. 下記「個人情報の取り扱い」の内容を確認し、当社（私）が本申込書に記載した個人情報がこの内容に基づいて取り扱われる旨、同意します。

法人名 または個人名	フリガナ		
代表者役職・氏名	フリガナ		
住所	フリガナ		
	〒		
TEL		FAX	
E-mail			
URL			
担当者	所属先・役職		氏名
	E-mail		
	TEL		FAX
業種			

申し込み口数		口
会費(1)		円

推薦者名	
------	--

※差し支えない範囲でご記入願います。

(1) 年額 1口 2万円

以下の口座までお振込みください。

静岡銀行 沼津支店 普通預金 口座番号 1438171  
スルガ銀行 本店営業部 普通預金 口座番号 3589681  
口座名 一般財団法人アグリオープンイノベーション機構

【入会申込書の送付方法】 郵送・FAX・E-mail のいずれかの方法で送付願います。

郵送：〒410-0321 沼津市西野 317 「一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構」

FAX：055-939-5107

E-mail：info@aoi-i.jp

(2) 個人情報の取り扱い

申込書にご記入いただきました氏名、住所等の個人情報は当財団の出版物、セミナー案内等の発送、その他当財団の事業目的に必要な業務および運営のため利用させていただきます。当財団では個人情報は原則として第三者に開示いたしません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合などは、例外的に第三者に個人情報を開示することがあります。予めご了解ください。なお、当財団における個人情報の取り扱いについてご不明な点がございましたら、担当窓口までご照会ください。

担当窓口：一般財団法人 アグリオープンイノベーション機構 電話：055-939-5106